

特記仕様書

1. 工事名称 保土ヶ谷公園 管理事務所棟内 多目的スペース改修工事
2. 工事場所 保土ヶ谷公園 管理事務所棟内 多目的スペース
横浜市保土ヶ谷区花見台4-2
3. 工事期間 契約日から60日間
4. 工事内容 管理事務所棟内 多目的スペースの改修
(間仕切壁設置工、畳寄席取付工、フロア貼り工、畳敷き工、テレビ設置工、塗装工、装備品工)
5. 建物概要 施設用途：事務所
用途地域：第1種中高層住居専用地域
防火地域：建築基準法第22条による区域
6. 適用基準
設計書、図面に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（平成28年度版）[平成28年6月一部改定]（以下「標準仕様書」という）による。
ただし、標準仕様書に記載されていない事項は「公共建築改修工事（平成28年版）[平成28年6月一部改定] 及び「建築物解体工事標準仕様書（平成24年版）」による。
7. 安全管理
 - (1) 施工期間中は、公園利用者、公園職員及び作業者の安全を確保しながら作業を行うものとする。
 - (2) 資材搬入経路、作業時間等については、発注者の指示に従うこと。
 - (3) 工事内容等について適宜打合せを行い、発注者・受注者間で安全確認を行い事故防止に努めること。
 - (4) 工事施工中に事故・災害が発生した場合は、直ちに発注者に報告すること。
8. 化学物質を放散する建築材料等
建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の(1)から(4)までを満たすものとする。

- (1) 木質建材、床材、緩衝材、断熱材、塗料、接着剤は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発生が極めて少ない材料を使用すること。
- (2) 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用すること。
- (3) 接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含む難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用すること。
- (4) 家具、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生が極めて少ない材料を使用したものとする。

9. 環境対策

- (1) 電気、水の節水、アイドリングストップなど省エネ、省資源に努めること。
- (2) 環境に配慮し、建設廃棄物の発生量の抑制並びに再利用、減量化に努めること。
- (3) 物品については、環境にやさしい商品を選定すること。（グリーン購入法適合品、エコマーク製品等）

10. 騒音対策

「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（平成13年建設省告示第1536号）」に基づき、指定された機械を使用すること。

11. 発生材の処理等

園外搬出とし、関係法令に準拠して適切に処理するものとする。

12. 工事用水・工事用電力

本工事に要する水・電力は事務所内既存のものを無償にて利用できるものとする。ただし、利用に要する設備工事は請負者の負担とする。

13. 工事写真

- (1) 着工前、工事中、完成時のカラー写真を撮影し、完了後に提出するものとする。
- (2) 工事写真は、表紙に工事名、工事期間、タイトル、受注者を表記し、工事状況がわかる構成でファイルするものとする。
- (3) 工事写真に伴う必要は請負者の負担とする。

14. その他

- (1) 工事関係者の車両駐車場は園内指定場所とする。
- (2) 工事施工中に予期せぬ事態や疑義が生じた場合には、発注者と協議するものとする。